新型コロナウイルスワクチン接種緊急支援事業個別接種協力金交付要綱

令和３年７月３０日
福祉保健部健康増進課

（趣旨）

第１条　県は、新型コロナウイルスワクチンの接種を早期に完了させるため、予算で定めるところにより、医療機関に対して新型コロナウイルスワクチン接種緊急支援事業実施要領（令和３年７月 30 日定め。以下「実施要領」という。）に定める協力金（以下、「協力金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

（対象者）

第２条　前条の協力金の交付の対象は、実施要領の第２の事業内容に定める条件で個別接種を実施する医療機関とする。

（協力金の額）

第３条　協力金の額は、別表のとおりとする。

（請求手続）

第４条　協力金の請求は、医療機関が別記様式１に様式２及び様式３のうち該当するものを添えて、県が別に提示する対象事業期間ごとに県に提出して行うものとする。

（交付の決定）

第５条　県は、前条の請求があったときは、当該請求に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、当該請求に係る協力金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、請求の内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないか等を調査し、交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定をするものとする。

２　県は、前項の場合において必要があるときは、協力金の請求に係る事項につき修正を加えて交付の決定をすることがある。

３　県は、前２項に定める交付の決定と併せて額の確定をし、医療機関に通知するものとする。

（交付の条件）

第６条　交付の決定においては、関係書類の保存について、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日の属する年度の終了後５年間保管しておくことを条件とする。

（交付の方法）

第７条　県は、第５条第３項の規定により確定した協力金の額について、当該交付の決定を受けた医療機関から事前に申出のあった金融機関の口座へ口座振替の方法により、精算払をするものとする。

（雑則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。また、疑義が生じた場合又はこの要綱に定めのない事項については、協議の上定めるものとする。

附　則

１　この要綱は、令和３年７月 30 日から施行し、令和３年度の予算に係る新型コロナウイルスワクチン接種緊急支援事業協力金に適用する。

附　則

１　この要綱は、令和３年 12 月１日から施行し、令和３年度の予算に係る新型コロナウイルスワクチン接種緊急支援事業協力金に適用する。

別表（第３条関係）

事業区分	交付額	備考
実施要領第２の１の⑴ （診療所における接種体制確保協力金）		
㈠　週 100 回以上の接種を令和３年５月９日から７月末まで、８・９月、10・11 月、12・１月、２・３月のそれぞれの期間で４週間以上行う場合	接種回数に対して回数当たり 2,000 円	
㈡　週 150 回以上の接種を令和３年５月９日から７月末まで、８・９月、10・11 月、12・１月、２・３月のそれぞれの期間で４週間以上行う場合	接種回数に対して回数当たり 3,000 円	
㈢　50 回以上／日の接種を行った場合	１日：10 万円	㈠及び㈡の要件を満たさない週に属する日に限る。
実施要領第２の１の⑵ （病院における接種体制確保協力金）		
㈠　50 回以上／日の接種を行った場合	１日：10 万円	
㈡　病院が特別な接種体制を確保した場合であって、50 回以上／日の接種を週１日以上達成する週が、７月末まで、８・９月、10・11 月、12・１月、２・３月のそれぞれの期間で４週間以上ある場合	医師： １人１時間当たり 7,550 円 看護師等 １人１時間当たり 2,760 円	
実施要領第２の１の⑶ （休診日接種協力金）	１日：15 万円 半日：7.5 万円	１日は正午をまたぐ６時間以上の場合とし、半日は３時間以上とする。